

# 福岡県公報

平成二十四年三月七日  
第三千三百七十二号  
増刊 ①

## 目次

告示(第三百七十号)

○福岡県造林事業交付金交付規程の一部改正について (林業振興課)……………一

## 告示

福岡県告示第三百七十号

福岡県造林事業交付金交付規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十四年三月七日

福岡県知事 小川 洋

福岡県造林事業交付金交付規程の一部を改正する告示

福岡県造林事業交付金交付規程(平成二十三年一月福岡県告示第二百三十一号の三)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「別表四」を「別表三」に改める。

別表一から別表三までを次のように改める。

別表1 共生環境整備事業

事業の区分		事業主体	事業の規模	交付金の額	事業の実施要件	
全 体 計 画 調 査 樹木等の植栽・播種 雑草木の除去 不 <sub>上</sub> 用木の除去・不良木の <sub>上</sub> 淘汰 枝葉の除去 林間広場整備 土壌条件の改良 標識類整備 林内作業場整備 駐車場整備 防火施設整備 溪流路整備 環境教育促進施設整備 健康増進広場整備 健康促進施設整備 林内歩道 森林作業道整備 林内歩道等整備 用地等取得	共生環境整備		おおむね50ヘクタール以上のまとまりのある森林（附帯施設等整備、林内歩道等整備及び用地等取得を除く。）	当該事業に要した実行経費の70パーセント 当該事業に要した標準経費の70パーセント	農山漁村地域整備計画及び森林基盤整備事業計画に基づき行う事業とする。	
	森林空間総合整備事業			市町村		当該事業に要した実行経費の70パーセント
	附帯施設整備					当該事業に要した実行経費の70パーセント
	林内歩道等整備					当該事業に要した実行経費の40パーセント
	用地等取得					当該事業に要した実行経費の40パーセント
	雑草木の除去					
	不 <sub>上</sub> 用木の除去・不良木の <sub>上</sub> 淘汰					
	枝葉の除去					
	林間広場整備					
	土壌条件の改良					
	標識類整備					
	林内作業場整備					
駐車場整備						
防火施設整備						
溪流路整備						
環境教育促進施設整備						
健康増進広場整備						
健康促進施設整備						
林内歩道						
森林作業道整備						
林内歩道等整備						
用地等取得						
立木竹取得						

全 体 計 画 調 査		行政支援タイフは、市町村 市民主導タイフは、森林施業計画の認定を受けた者（森林所有者及び森林組合 その他林業事業体を除く。）及び森林法 施行令第11条第7号に掲げる特定非営利 活動法人等 市民開放タイフは、森林所有者のうち 森林施業計画の認定を受けた者又は市町 村との森林整備に関する協定を締結した 森林所有者 野生生物共生林整備は、市町村、森林 所有者、森林組合、生産森林組合、森林 組合連合会、森林整備法人、森林法施行 令第11条第7号に掲げる特定非営利活動 法人等、森林法施行令第11条第8号に規 定する団体及び森林施業計画の認定を受 けた者	1 施行地の面積が、0.1ヘク タール以上かつ5ヘクタール 以上のまとまりがある森林（ 附帯施設等整備、林内歩道等 整備及び用地等取得を除く。 ）	当該事業に要した実行経費 の70パーセント 当該事業に要した標準経費 の70パーセント	農山漁村地域整備計画及び森林基盤整備事 業計画に基づき行う事業とする。
樹木等の植栽・播種 雑草木の除去 不用木の除去・不良木の 淘汰 枝葉の除去 林床整備 ビオトプの 水辺環境整備 森整備 原植生回復整備 標識類整備 林内作業場整備 駐車場整備 防火施設整備 機能保持施設整備 給排水施設整備 休憩施設整備 防護柵等整備 渓流路整備 林内歩道 森林作業道整備 林内歩 道等整 備 用地等 取得 立木竹取得					
<p>緑の森整備事業 附帯施設整備</p>		市町村		当該事業に要した実行経費 の40パーセント	
<p>林内歩道等整備 用地等取得</p>					

(備考) この表で使用する用語の意義は、農山漁村地域整備交付金実施要綱及び農山漁村地域整備交付金実施要領で使用する用語の例による。

事業の区分	事業主体	事業の規模	補助金の額	事業の実施要件
特定林地改良 特定林地改良 附帯施設等整備 鳥獣害防止施設等整備 荒廃竹林整備 森林作業道整備	市町村、森林所有者、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、森林整備法人及び森林所有者の団体とする。	1 施行地の面積が0.1ヘクタール以上（附帯施設等整備及び森林作業道整備を除く。）	当該事業に要した標準経費の70パーセント	農山漁村地域整備計画及び森林基盤整備事業計画に基づき行う事業とする。
人工造林 樹下植栽等 下刈り 雪起こし 倒木起こし 枝打ち a・b 除伐 間伐 更新伐 附帯施設等整備 鳥獣害防止施設等整備 林内作業場及び林内かん水施設整備 生育環境補完整備 荒廃竹林整備 森林作業道整備	市町村	1 施行地の面積が0.1ヘクタール以上（附帯施設等整備及び森林作業道整備を除く。）	当該事業に要した経費について、知事が査定した額の40パーセント	農山漁村地域整備計画及び森林基盤整備事業計画に基づき行う事業とする。
造林未済地緊急造林				

(備考) この表で使用する用語の意義は、農山漁村地域整備交付金実施要綱及び農山漁村地域整備交付金実施要領で使用する用語の例による。

別表 3 環境林整備事業

事業の区分	事業主体	事業の規模	補助金の額	事業の実施要件
広葉樹林化等整備 人工造林 樹下植栽等 (ア)・(イ) 下刈り 雪起こし 倒木起こし 枝打ち a・b 除伐等 更新伐 附帯施設等整備 鳥獣害防止施設等整備 林内作業場及び林内かん水施設整備 林床保全整備 荒廃竹林整備 森林作業道整備	市町村、森林組合等、森林整備法人等及び特定非営利活動法人等（ただし、事業主体が自ら所有する森林で実施する場合を除くこととし、市町村にあっては森林所有者と、市町村以外の事業主体にあっては地方公共団体及び森林所有者と協定を締結した場合に限る。）とする。	1 施行地の面積が0.1ヘクタール以上（附帯施設等整備及び森林作業道整備を除く。）	当該事業に要した経費について、知事が査定した額の40パーセント	農山漁村地域整備計画に基づき行う事業とする。
被害森林整備 人工造林 樹下植栽等 (ア)・(イ) 下刈り 雪起こし 倒木起こし 枝打ち b 除伐等 更新伐 附帯施設等整備 鳥獣害防止施設等整備 荒廃竹林整備 森林作業道整備	市町村、森林組合等、森林整備法人等及び特定非営利活動法人等（ただし、事業主体が自ら所有する森林で実施する場合を除くこととし、市町村にあっては森林所有者と、市町村以外の事業主体にあっては地方公共団体及び森林所有者と協定を締結した場合に限る。）とする。	1 施行地の面積が0.1ヘクタール以上（附帯施設等整備及び森林作業道整備を除く。）	当該事業に要した経費について、知事が査定した額の40パーセント	農山漁村地域整備計画に基づき行う事業とする。

保全松林健全化整備 衛生伐	市町村、森林所有者、森林組合等、森林整備法人等及び森林所有者の団体とする。	1 施行地の面積が0.1ヘクタール以上（附帯施設等整備及び森林作業道整備を除く。）	当該事業に要した標準経費の70パーセント	農山漁村地域整備計画に基づき行う事業とし、松くい虫被害対策事業実施要領（平成9年4月1日9 林野造第82号林野庁長官通知）に基づき公益的機能の高い健全な松林の整備を行う事業とする。	
					保全松林緊急保護整備
					松林保護樹林帯造成
					人工造林
					樹下植栽等 (ア)・(イ)
					下刈り
					雪起こし
					倒木起こし
					除伐等
					更新伐
附帯施設等整備					
鳥獣害防止施設等整備					
荒廃竹林整備					
森林作業道整備					

(備考) この表で使用する用語の意義は、農山漁村地域整備交付金実施要領、農山漁村地域整備交付金実施要領、地域自主戦略交付金制度要綱、地域自主戦略交付金交付要綱（農林水産省）、森林環境保全整備事業実施要綱及び森林環境保全整備事業実施要領で使用する用語の例による。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、改正後の福岡県造林事業交付金交付規程の規定は、平成二十三年度分の交付金から適用する。